令和6年度 決算報告

令和６年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算が、9月市議会定例会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

一般会計

歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億7,388万円の黒字となり、この額から令和7年度へ繰り越した1億5,582万円を差し引いた実質収支は、4億1,806万円の黒字となりました。

歳　入		歳　出		翌年度への繰越		黒字
226億3,035万円	－	220億5,647万円	－	1億5,582万円	＝	**4億1,806万円**

歳入

前年度比 +5億8,610万円

歳入全体に占める自主財源の割合は、昨年の26.8％から28.4％に増加しています。

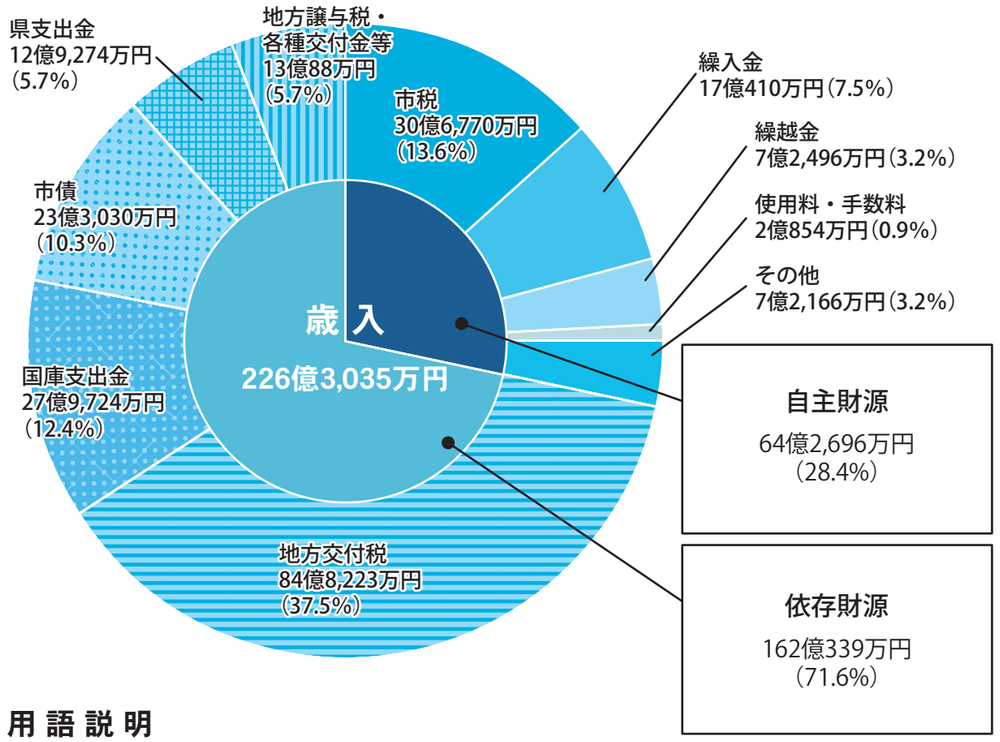

用語説明

- **市税**
  市民税、固定資産税、たばこ税等市民が納めた税金
- **地方交付税**
  どの地方公共団体でも一定の行政サービスが行えるよう、人口や税収等に応じて国から交付される資金
- **市債**
  建築事業等に充てるために借りる資金
- **国庫（県）支出金**
  国（県）が必要と認めた事業に対して、国（県）から配分される資金
- **地方譲与税**
  自動車重量譲与税等、国税として徴収された後、市に譲与される資金

歳出

前年度比 +7億3,718万円

義務的経費は、障害福祉サービス事業費の増加等により、4,732万円増加。

投資的経費は、学校給食センター整備事業の完了（△8億9,375万円）等により4億592万円減少。

その他の経費は、吉野川環境整備組合に対する負担金（+4億2,098万円）の増加や財政調整基金積立金（+5億4,926万円）の増加等により10億9,578万円増加。

■ 目的別内訳
（行政目的で分類したもの）

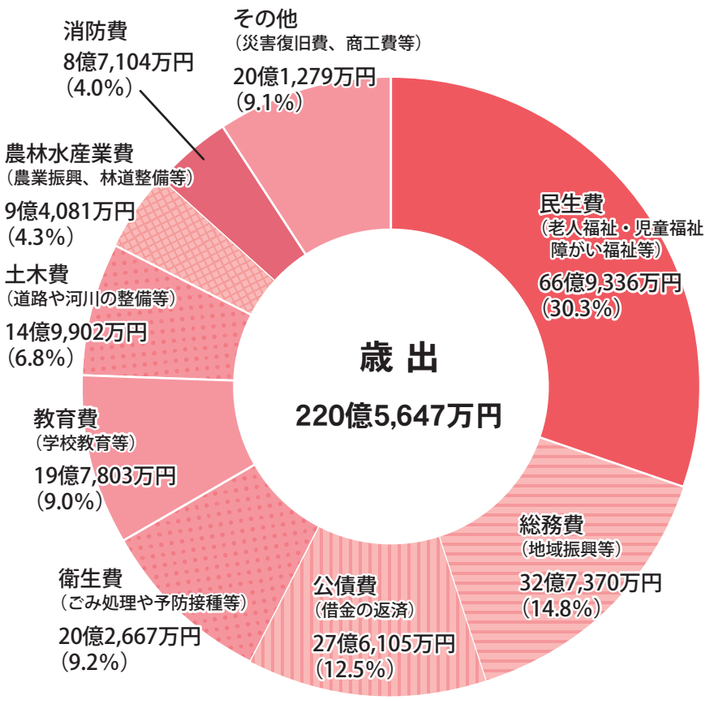

■ 性質別内訳
（経済的性質で分類したもの）

義務的経費 98億1,797万円 構成比（44.5%）	人件費	37億7,684万円（17.1%）
	扶助費	32億8,008万円（14.9%）
	公債費	27億6,105万円（12.5%）
投資的経費 26億2,470万円 構成比（11.9%）	普通建設事業費	24億2,976万円（11.0%）
	災害復旧事業費	1億9,494万円（0.9%）
その他の経費 96億1,380万円 構成比（43.6%）	物件費	32億7,200万円（14.9%）
	補助費等	30億656万円（13.6%）
	繰出金	17億6,789万円（8.0%）
	その他	15億6,735万円（7.1%）

用語説明

- **義務的経費**
  人件費、扶助費および公債費からなる、支出が義務づけられている経費
- **公債費**
  市債の返済に充てる元金と利子
- **扶助費**
  生活保護費や、障がい者・高齢者・子ども等への支援に必要な経費
- **投資的経費**
  道路整備や施設建設等、社会資本整備に必要な経費
- **物件費**
  備品購入費や委託料等消費的な性質を持った経費
- **補助費等**
  他の地方公共団体や民間に対して交付される現金的給付に係る経費
- **繰出金**
  特別会計の事務事業を補助するため、一般会計から特別会計に支出する経費

特別会計

特別会計とは特定の事業を行うために、一般会計とは別に独立して経理が行われる会計のことです。美馬市における特別会計については表のとおりで、いずれの特別会計についても収支は黒字となっております。

会計名		歳入額	歳出額	差引額
国民健康保険	事業勘定	31億5,081万円	31億　723万円	4,358万円
	直診勘定	1億1,292万円	1億　798万円	494万円
後期高齢者医療		5億2,460万円	5億2,149万円	311万円
介護保険	保険事業勘定	38億6,735万円	37億8,108万円	8,627万円
	サービス事業勘定	7,466万円	7,386万円	80万円
一の森ヒュッテ事業		397万円	352万円	45万円
小水力発電事業		2,171万円	1,537万円	634万円
合 計		77億5,602万円	76億1,053万円	1億4,549万円

※歳入歳出をそれぞれ四捨五入したため、差引額と実際の収支は一致しない場合があります。

企業会計

企業会計とは、地方公営企業法の適用を受け、事業収入により経営される会計のことです。

会計名		歳入額	歳出額	差引額
下水道事業	収益的収支	3億2,267万円	3億　218万円	2,049万円
	資本的収支	1億　312万円	1億6,409万円	△6,097万円(※1)
水道事業	収益的収支	6億7,384万円	6億　502万円	6,882万円
	資本的収支	1億6,991万円	3億9,680万円	△2億2,689万円(※2)
工業用水道事業	収益的収支	8,973万円	7,596万円	1,377万円
	資本的収支	0万円	3,477万円	△3,477万円(※3)
簡易水道事業	収益的収支	4,402万円	4,035万円	367万円
	資本的収支	2,579万円	2,825万円	△246万円(※4)

(※1)資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

(※2)資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越利益剰余金処分額で補てんしました。

(※3)資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

(※4) 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

市債（借金）と基金（貯金）※一般会計分

	令和5年度		令和6年度	主な要因
借金（市債残高）	260億8,536万円	3億2,552万円（1.2％）減少	257億5,984万円	平成24年度過疎対策事業債、平成26年度緊急防災・減災事業債等の大きい金額の償還が終了したこと。
貯金（基金残高）	74億518万円	3億7,678万円（5.1％）減少	70億2,840万円	まちづくり基金が1億4,054万円、財政調整基金が1億1,654万円減少したこと。

財政健全化の推進

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定される健全化判断比率および資金不足比率を算定したところ、すべての指標において基準内となりました。

■健全化判断比率

財政の健全度を表すものです。下図の①～④の指標からなり、そのいずれかが早期健全化基準や財政再生基準を上回ると、財政健全化計画または財政再生計画を定めなければならず、また、一部の市債発行が制限されるようになります。美馬市はいずれの指標も基準を下回っています。

■資金不足比率

事業規模（事業収入）に対する公営企業会計の資金不足額の割合です。この指標が経営健全化基準を上回ると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。美馬市では、資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありませんでした。企業会計とは、地方公営企業法の適用を受け、事業収入により経営される会計のことです。

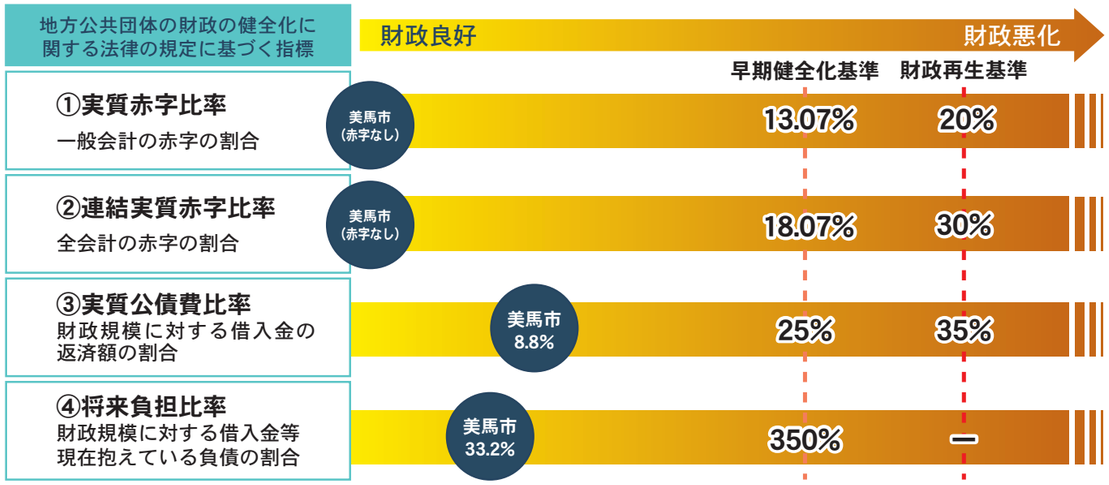

健全化判断比率の推移

実質公債費比率の推移

単年度では分子となる地方債の元利償還金（元金と利子の返済額）が減少したことや、分母においては普通交付税等の増加により、標準財政規模(※)が増加したことで昨年度から改善しています。3か年平均の実質公債費比率についても令和6年度が低くなった影響で昨年度から改善しています。

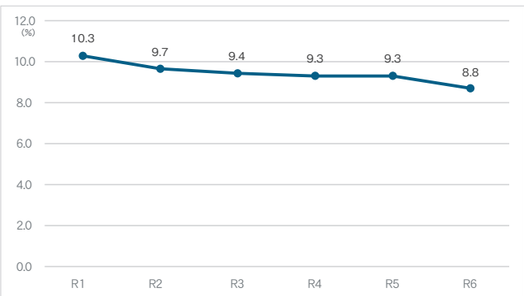

将来負担比率の推移

分子において地方債現在高の減少等により将来負担額が減少したことや、分母において標準財政規模(※)が増加したことにより、比率としては昨年度より改善しています。
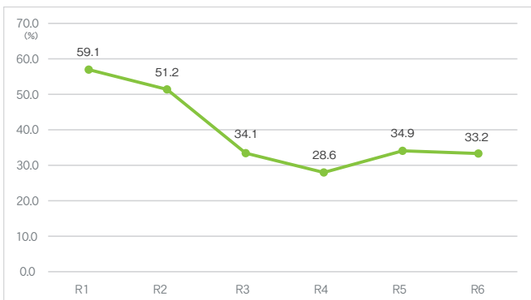
(※) 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。